

一般社団法人フリースクール等連合会入会金及び会費規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人フリースクール等連合会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 本会の入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 個人会員 1万円
- (2) 団体会員 5万円
- 2 ただし、入会金を当分の間免除するものとする。

(年会費)

第3条 本会の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 個人正会員 年2万円
- (2) 団体正会員 年3万円以上
- (3) 学生会員 年1千円
- (4) 個人賛助会員 年3千円
- (5) 団体賛助会員 年1万円
- (6) 名誉会員 団体正会員の中で理事会が認めたものとする。
- 2 年度の中で入会した会員のその事業年度の会費は、原則として入会日が前期（4月～9月）の場合1年分、後期（10月～翌年2月）の場合50%を期末までに納入する。3月入会の場合は、当年度会費は発生しない。

(納 付)

第4条 正会員は、毎年4月10月の2回に分けて当年度分を納入するものとする。ただし1年前納も可能とする。その場合は事務局へ報告が必要である。賛助会員は、毎年4月に当年度分を納入するものとする。ただし、事情により分納することができる。

(変 更)

第5条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法

律第50号) 第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規程は、令和3年7月16日から適用する。